

中国籍の観光目的台湾渡航 申請について

福岡分室 受付対象	
以下全ての条件を満たす方	
1.観光目的で台湾渡航する (商務目的の方は商務というように目的に合った種類の許可証を申請してください) 2.有効期限が3ヶ月以上残っている日本在留カードを所持している 3.在留カード記載住所が九州地区山口県である 4.第三国日本から台湾渡航する (中国大陆から直接の台湾渡航時に別途必要な「通行証」については中国当局にお問い合わせください)	
直接申請	
申請種別	オンライン事前登録申請
直接申請は審査に大変時間が掛かりますので自分でオンライン事前登録をするのが難しく、代わりに操作してくれる家族友人がない方> または<出発予定日まで十分時間がある方>以外はオンライン事前登録申請をお勧めします。	
申請方法	
Email予約(fukuoka@mfa.gov.tw) 申請者本人による窓口申請(未成年者は両親代理申請可)	オンライン事前登録後、選択した日時に申請者が窓口申請 (窓口で正式に受付。未成年者は両親代理申請可)
受付時間	
平日 9:30-11:30 オンライン事前登録された方優先受付なので待ち時間が発生することもあります	オンライン事前登録時に選択した時間に窓口に来ること
受取方法	
(レーダーパックプラス600円)	E-MailにてPDFデータを送信しますので、受取に来る必要はありません 自分で印刷(A4・カラーや白黒どちらでも可)
申請書	
紙の申請書を記入	事前にオンラインで申請書を記入 (紙の申請書は不要。代わりに <u>予約画面を印刷して持参すること</u>)
通常7-10営業日	
審査期間	
記入した情報が詳しくなくかたり、不足資料追加提出等があった際は上記の審査日数を超えることもありますのでご了承ください。 申請受付は許可証発給をお約束するのではなく、審査の結果発給されない方もいらっしゃいます。 必ず許可證を受け取ってから航空券を手配すること!	

必要書類			
全ての申請者	1	写真 直接申請者:2枚 / オンライン事前登録申請者:1枚 ◎写真館や駅前写真機で撮影した写真 ×携帯着で自撮りした写真は不可 ×規格に合わない写真は不可	以下全ての条件を満たす写真 ・カラーモード(背景は白色) ・最近二ヶ月以内に撮影した拍攝 ・写真の大きさは4.5cm x 3.5cm ・4.つむじから額までの長さが3.2-3.6cmの間 ・5.髪や頭髪で顔を隠していないこと ・6.口を開いていること(歯を見せない) ・7.カラーモード(白黒のコマクタクを着用していないこと ・8.加工されていない)写真であること
	2	オンライン事前登録申請 直接申請	予約確認書 予約完了時のページでダウンロード出来ます A4サイズで印刷すること(印刷時に拡大や縮小しないこと)
	3	中国バスポート(または旅行証) (台湾渡航時に有効期限が6ヶ月以上)	原本+A4コピー1部 (原本を提示しないと受付出来ません! 確認後その場で返却)
	4	在留カード (申請時に有効期限が3ヶ月以上)	原本+A4画面コピー1部 (原本を提示しないと受付出来ません! 確認後その場で返却)
	5	中国大陸の身分証	原本+A4画面コピー1部 (原本が中国国内にある等提出が難しい場合はコピーのみ可) 有効期限が切れている方、今までで申込したことが無い方等は無大陸身分證者切替書を記入して提出
	6	住民票	原本1部 (後続の[旅行家族]は代表申請者と共用可) 1.最近二ヶ月以内に九州地区山口県が発行した住民票 2.内容を省略せず、在留カード番号等を明記。1人1部。(マイナンバー=個人番号及び住民コードは省略可) 3.未成年申請者は必ず全家族分の住民票を用意し、統納欄で両親との関係を明記。(同居人表記不可)
	7	申請同意書	所定用紙あり、申請者本人がサインすること
	8	未成年申請者 ひとり親家庭は別途弊社までお問い合わせください	所定用紙あり、両親がサインすること https://www.taiwanembassy.org/uploads/sites/51/2016/02/家長同意書.pdf
	9	マルチ申請者	父母同意書 両親双方の バスポート及び在留カード
	10	有効な許可証を所持している者	マルチ理由書 原本1部 有効な許可証 放棄同意書
在留資格ごとの必要書類	11	永住者	上記1-9のみ、別途提出する書類なし
	12	定住者 / 家族滞在日本人之配偶者等) 永住者之配偶者等) 特定活動(家族滞在)	1.最近一ヶ月以内発行の 憑信證明書 原本1部 発行日及び证明者がどちらも窓口申請日から一ヶ月以内 であること(オンライン事前登録日から一ヶ月以内ではありません) (日本での発行が発行した証明書原本であること 連絡コピー や ネットバンクのスクリーンショット では 代用不可 。 (ネットバンク銀行の正式なPDF版で印ある証明書を カラーフォト したもの可) 渡航禁止3ヶ月以上 であること (申請者本人 名義 であり、氏名が 漢字 または 英語 表記で記載されていること 記載者と両親本人以外の名義、氏名がカタカナ表記 の場合 受付不可) 2.最近一ヶ月以内発行で、 その状況を窗口申請日から一ヶ月以内まで一ヶ月以上継続している ことを確認出来る書類 例：10窓口に申請ならS/S/09/09やS/15/01/01の書類が提出可能 申請者 本人名義 であり、氏名が 漢字 または 英語 表記で記載されていること 配偶者や両親等 本人以外の名義、氏名がカタカナ表記 の場合 受付不可 2Aまたは2B 2A最近一ヶ月以内発行で、 最近一ヶ月以上の記録 が確認できる取引明細書 原本1部 2B取引明細書の申請が難い場合は、申請当日を持参して代用可(最終記帳日が最近一ヶ月以内であること) 記帳履歴 → 連絡資料 コピー→ 連絡資料 1ページ目コピー→ 最近1ヶ月以上の取引がわかるページコピー
	13	留学	最近三ヶ月以内発行の 在学證明書 原本1部 (1)日本の教育機関が発行した証明書原本(学生証等では 代用不可) (2)氏名が 漢字 または 英語 表記で記載されていること(カタカナ表記不可)
	14	技術 / 人文知識 国際業務 / 投資・経営 企業内転勤 高度専門職 特定活動(就労)	1.最近三ヶ月以内発行の 在職證明書 原本1部(社員証や名刺、 内定通知書 等では 代用不可) 発行日はなるべく西暦で記載、氏名が 漢字 または 英語 表記(カタカナ表記不可)で記載されていて、会社印等押印されている正式なもの 会社がPDFで発行した場合は カラーフォト ものを提出可 2.中国バスポートの 入出國スタンプ が捺されているページ 最近1年分 A4コピー1部 3.日本で 最近連絡して1年以上居住 していることを確認出来る書類 3Aまたは3B 3A現在所持している在留カードの許可年月が 1年以上 →別途資料提出の必要なし
	15	上記の方の随行家族 (二親等以内の血縁者)	随行声明書 1. [旅行家族] は上記10-13を省略出来る代わりに シンケンしか申請出来ません 。 マルチを申請する場合はそれぞれ申請すること。 2. [旅行家族] は原則 [代表申請者] に同行して入出港すること。 3.オンライン事前登録申請時、必ず [代表申請者] と一緒に予約する事。別々で予約すると [旅行家族] として申請出来ません。
	16	特定活動 (求職中)	申請不可 <卒業前に留学(12)で申請>または<就職後に就労(13)で申請>してください。内定通知書では在職證明書の代用不可。
	16	特定活動	別途資格までお問い合わせください

許可証種別	シングル	マルチ
申請条件	中国バスポート： 台湾入国時に有効期限6ヶ月以上 (または旅行証) 在留カード：申請時に 有効期限3ヶ月以上	台湾入国時に有効期限6ヶ月以上 中国バスポート： + (または旅行証)
		申請時に 有効期限1年以上 在留カード：申請時に 有効期限1年以上
	[随行家族]はマルチ申請不可。マルチは単独申請のみ。	
有効期限	許可証が発行されてから 3ヶ月	許可証が発行されてから 1年
停留可能期間	入国後最大15日滞在可能	毎回入国後最大15日滞在可能
費用	2,700円[運送機関の規定により定期で金額が変わります] 申請料に 往復料 がいります。	4,500円[運送機関の規定により定期で金額が変わります] 申請料に 往復料 がいります。